

遠野市総合計画
基本構想について

【質問】 旧遠野市と旧宮守村が合併したことにより、「民話のふるさと」にめがね橋を中心とする「宮沢賢治」の世界も加わることになり、観光面でも大きなプラスになると思うが基本構想の中でそのことについて記述が無いのはなぜか。

【答弁】 指摘のとおりであり、今後策定する基本計画の中で取り入れていきたい。

履き違えるな
協働の意味

【質問】 総合計画を市民と行政の協働で実施していく場合、行政側が協働の意味を履き違えて住民に丸投げをすとか、押しつける形になると不信感だけが先行してしまい一番大事な信頼感のないまま総合計画を進めなければならなくなると思われる。そこで全職員自らが協働の意味をよく理解し、その上で住民の理解と協力を得ながら進めなければ、いくら立派な計画をたてたとしても実りの少ない結果になると思うが。

【答弁】 新聞紙上に綾織小学校の建設について住民が参画している旨の記事が掲載され、また上郷小学校も同様の手法で建設された。決して住民に丸投げや押し付けすることなく、そのようなことを一つひとつ積み上げて住民と共にまちづくりに取り組んでゆきたいと考えている。



議員談話室

今定例会では予算等審査特別委員長を務めさせていただきました。

委員会は2日間という短い日程でしたが、活発な質疑が交わされ大変内容の濃いものでした。

特に市総合計画基本構想については、環境保全をはじめ人口減少、若者定住、産業振興、中心市街地活性化、医師確保、子育て支援、観光振興、市民と行政の協働など多岐にわたり熱心な議論が交わされました。その結果基本計画作成にあたっては、委員会での各委員の意見に十分配慮してとりまとめるよう申し入れ、採決では起立全員をもって原案のとおり決しました。

新市として初めての総合計画は「遠野スタイルの創造」を基本理念として、その将来像には「永遠の日本のふるさと遠野」を掲げて取り組んでいくことになりました。(小笠原隆男議員)



このたび改築された上郷小学校

控除から
火災保険が除かれる

【質問】 市税条例の改正で、「損害保険料控除額」が「地震保険料控除額」に改められるが、地震保険は損害保険に入るが、火災保険は地震保険に入らない。今まで対象であった火災保険が控除の対象から外されるのか。

【答弁】 損害保険料控除は廃止されるが、経過措置として平成18年12月31日までに締結した火災保険料については、損害保険料控除が適用される。

【質問】 市税条例の改正であり、経過措置があるとはいえ火災保険が控除対象外となるので、この分は改正すべきでないと思うが。

【答弁】 火災保険が控除対象外はそのとおりだ。これは地方税法の改正にともなつての改正であり、市独自の条例は作られない。

障害者への
罰則規定について

【質問】 職員の質問に対して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁した者とあるが、正常者はそのとおりだが、精神障害者も含まれているので、この罰則規定の措置は適正か。

【答弁】 障害者自立支援法の「できる規定」で定めているもので、本人だけでなく家族も含めた形である。

【質問】 家族を含めるなら分かるが、虚偽かどうかは時間がかかり、過料の罰金10万円は刑事罰に相当する額なのでは。

【答弁】 過ち料であるので、刑事罰には該当しない。

【質問】 市で罰則を設けることは、自立支援法の弊害が出ており、今までほとんど無償であったものを振り分けて自己負担を強いるためではないか。

【答弁】 認定区分を公正かつ適正に行い、審査会の報告に必要な事から、職員が事前に調査活動を確実に行うための項目と思われる。